

社会福祉法人 清洞会 役員及び評議員並びに委員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人清洞会（以下「この法人」という。）定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員並びに委員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第16条第1項に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 委員とは、定款第6条第2項に基づき置かれる者及びこの法人の第三者委員会（以下「委員」という。）をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、その他の職務執行の対価として受け取る財産上の利益であつて、その名称の如何を問わない。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、職務執行の対価として報酬等を支給する。

- 2 評議員に対しては、定款第9条で定める金額の範囲内で、報酬等を支給する。
- 3 委員に対しては、職務執行の対価として報酬等を支給することができる。
- 4 理事で職員としての立場を有する者に対しては、報酬等は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席した場合は、職員として給与等が支払われないう場合においては、役員に準じて報酬を支給する。

(報酬の額の決定)

第4条 役員に対する報酬の額は、別表1に定める額とする。

- 2 評議員に対する報酬の額は別表2に定める額とする。
- 3 委員に対する報酬の額は別表3に定める額とする。

(費用弁償の支給)

第5条 この法人は、役員及び評議員並びに委員がその職務の遂行にあたって負担した費

用については、これの請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 役員及び評議員並びに委員には、理事会、評議員会又はこの法人・施設のための会議に出席するために要する費用として、別表4に定める額の交通費を支給する。
- 3 役員及び評議員並びに委員には、出張に要する旅費（交通費、宿泊費）を、職員出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。

（報酬等の支給日）

第6条 役員及び評議員並びに委員の報酬等は、法人が定める支給日に支払うものとする。

（報酬等の支給方法）

第7条 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

（公表）

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号の定める報酬等の支給基準として公表する。

（補則）

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

（改廃）

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則

この規程は、平成29年 6月17日から施行する。

別表1 役員の報酬

(1) 理事

名称	報酬の額
理事会・評議員会への出席	1回あたり 6千円
上記の他、法人・施設のための職務	時間あたり 3千円

(2) 監事

名称	報酬の額
理事会・評議員会への出席	1回あたり 6千円
監事監査への出席	時間あたり 5千円
上記の他、法人・施設のための職務	時間あたり 3千円

別表2 評議員の報酬

名称	報酬の額
評議員会への出席	1回あたり 6千円
上記の他、法人・施設のための職務	時間あたり 3千円

別表3 委員の報酬

名称	報酬の額
法人・施設のための職務	時間あたり 3千円

別表4 費用の額

(1) 理事会・評議員会・法人・施設のための会議の開催

開催場所までの距離 (片道)	費用の額 (交通費)
2 k m以上 5 k m未満	3, 0 0 0円
5 k m以上 10 k m未満	3, 5 0 0円
10 k m以上 20 k m未満	4, 0 0 0円
20 k m 以上 100 k m 未満	5, 0 0 0円

(2) 100km 以上で旅費を必要とする役員及び評議員並びに委員については、宿泊費、交通費を実費により支給することができる。

(3) 役員及び評議員並びに委員が特別料金を徴する鉄道等の交通機関を利用した場合は、特別料金を支給することができる。